

感染症法一部改正(案)における論点整理

平成18年10月24日
岡山市保健所 中瀬克己



感染症法の一部改正(案)の概要

主要な改正事項

生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立
最新の医学的知見に基づく感染症の分類の見直し
結核を感染症法に位置付けて総合的な対策を実施

基本理念 (国際的動向を踏まえた施策、人権尊重)
責務規程 (医師等の責務規定の充実、病原体等の検査を行っている機関の責務)
基本指針 (病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項)

病原体等の規制

・病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて一種病原体等から四種病原体等までに四分類
・所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制

感染症に関する情報収集・公表

・医師・獣医師の届出
・積極的疫学調査
・慢性感染症に関する情報の収集
・発生状況等の情報の公表

健康診断、就業制限、入院及び医療

・健康診断、就業制限
・入院勧告、入院措置(必要最小限の原則、手続の整備)
・入院患者(結核を含む)の医療
・結核患者の通院医療

その他

・消毒、交通制限・遮断等
・指定動物の輸入禁止、輸入検査
・結核感染動物の対処
・コレラ及び黄熱を検疫対象から除外
・結核の定期的予防接種を予防接種法に位置付け

下線部は改正事項
(施行期日 公布の日から6月以内で政令で定める日(結核に関する規定等一部の規定は平成19年4月1日))



結核予防法廃止と感染症法への統合

- 定期健診
- 移送
- 診査委員会の運営
- 医療
- 予防接種

- 全国保健所長会 h17年10月緊急声明
 - 結核予防法は統合ではなく再改正を求める
 - 感染症法改正には十分な審議をつくすこと



定期健診

- ハイリスク者やデインジャー集団に対する健診の維持

移送 結核は「することができる」へ

- 移送対象と実施について整理が必要
急病時は2類患者も救急に依頼できるか？
- 移送体制の確保とその財政的担保



SARSへの対応

03.9.26 名古屋市

万一来、患者の移送訓練

03.5.15.台湾 救急車に患者
を搬送する医療スタッフ



ロイター/Richard Chung

- 結核は2類へ、直ちに届出・対応
改めて救急などとの役割整理、財政担保

診査委員会の運営

- 結核:患者の住所地で行う(集中化防止、退院後支援)
他の感染症は所在地
- 72時間以内の開催
ただし定型的例については審査会の簡略化(省略)が可能?
- 治療等への意見を充分尽くす感染症診査協議会の**運営と委員(特に法律専門家)の確保**

医療

- 30日単位での期間の延長
 - 入院期間の短縮化が予想され**服薬支援**の必要性が高まる
 - 無症状病原体保有者、化学予防 への対策

予防接種

- BCGが予防接種法への統合
定期接種期間(-12ヶ月)標準接種期間(3-6か月)など

病原体所持規制・管理

- テロ防止を目的
- 保健所の役割は見えにくい
テロを含めた健康危機発生時に対応できる**地域関係機関連携**を主導する
- 病原体保有の制限
地方における研究や診断能力の低下(大学、地方衛生研究所)を懸念する声。
健康危機時に備えた**広域相談支援体制**を確保

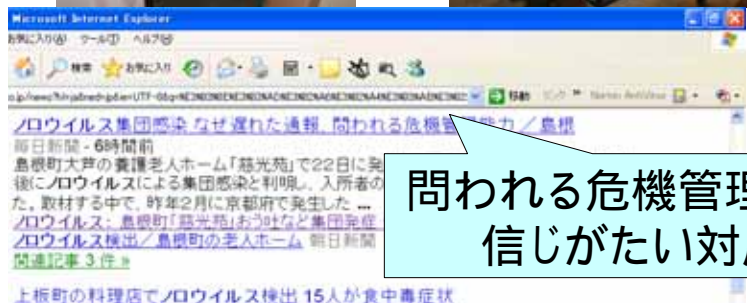
病原体所持規制・管理

- 保健所が多剤耐性結核菌等を扱う場合所持か廃棄かの判断を行う、所持の届出、運搬の届出はどのような除外(短時間の一時的保持など)が適当か検討が必要。
- 届出、許可は直接国が窓口となる事務量の増加はないが、保健所・自治体は情報を知らない状況が継続する。健康危機時の連絡体制を確実にし、**初動対応者の健康被害の回避**

感染症類型の見直し

- 赤痢・腸チフス等が3類に入院勧告が無くなり、入院医療機関の制限も無くなる
 - **十分な説明と感染防止の援助**が必要
外国人、感染症への知識・認識の低い人などへ
医師による説明の責務も
 - 一般**医療機関における感染防護**を再確認
社会福祉施策との連携 施設での対策

病院・施設への援助 感染を媒介する場は？



問われる危機管理能力
信じがたい対応

対象疾患数の更なる 増加

- 保健所対応者の知識不足と対応不備を防ぐ
 - 広域的相談・後方支援体制の確保が必要
 - 知見・対応策の入手方法強化

国立感染症研究所・感染症情報センター
感染症の話

東京都 刊
感染症の調査と危機管理のためのマニュアル



発生状況等の情報の公表

- 効果的情報提供のため地方感染症情報センターの充実策は？



感染症類型の見直し

- 慢性感染症の把握(エイズ、C型肝炎、エキノコッカス等の治療効果、感染拡大予防策の評価等が目的):
 - 結核登録システムをモデルとした**継続的な援助**か？
- コレラ・黄熱を検疫感染症から除外
 - 国際保健規則改定に関連した **様疾患把握(症候群サーベイランス)**
 - 診断済み疾患以外の「**イベント**」の把握が導入されるか？ 保健所の対応能力の向上



ご静聴
ありがとうございました